

成績不振者の基準について
(平成27年度入学者以降適用)

平成27年	3月	11日	教授会承認
平成27年	4月	1日	施行
平成28年	10月	26日	改正
平成29年	4月	1日	施行
平成31年	3月	27日	改正
平成31年	4月	1日	施行
令和2年	3月	18日	改正
令和2年	4月	1日	施行

各学年1科目以上60点未満の場合及び下記の条件が満たされない場合は成績不振者とし、進級判定・卒業認定制度2の⑤の(3)、及び3の②の(3)に基づき、教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

記

学年	科目及び条件
6	「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」の いずれかが、60点未満

以 上